

令和2年5月18日

新型コロナウイルス感染拡大防止に対する新富町の対応方針

国は、4月16日に全都道府県を対象とした緊急事態宣言を発令し、5月14日に本県を含む39県については緊急事態宣言を解除しました。しかし、今もなお世界的には感染が拡大しており、国内においても依然として収束するまでには至っていません。

その為、本町としましては緊急事態宣言が解除された後も、十分な感染拡大防止対策を進めていくこととします。

そこで、今後の本町の対応方針について、県の対応方針等をふまえて次のとおりまとめましたので、町民の皆さんにお知らせいたします。

◆対応方針の期間

新型コロナウイルスが収束するまでの当面の間

◆町民の皆さまの感染防止対策

マスクの着用や咳エチケット、手指消毒（手洗い）、うがいを徹底し、人との距離を取り「三つの密（密集、密接、密閉）」を避ける等、感染リスクを抑える事で、普段どおりの生活を送ることができます。また、免疫力を高めるために適度な運動や規則正しいバランスの良い食生活等を心がけることも感染予防には大切です。

国が示した「新しい生活様式の実践例」を参考にすると、感染拡大防止に努めましょう。

◆役場の対応

感染拡大による役場業務の停止を避けるため、職員のマスク着用と小まめな手指消毒や手洗い、職員同士の距離確保、換気の励行、オンライン会議の活用等、「三つの密」を避ける行動を徹底します。

また、役場内で感染者又は濃厚接触者が確認された場合には「職員の対応基準」に従い、必要な措置を行います。

◆公共施設

5月18日（月）から段階的に制限を解除します。

（屋内施設）

5月18日（月）～ 個人や小規模（10人程度）の利用を開始します。

5月25日（月）～ 団体（100人以下、収容人数50%以下）の利用を開始します。

（体育施設及び公園）

5月25日（月）～ 団体（100人以下、収容人数50%以下）の利用を開始します。

（きらりの図書館及び回廊）

5月18日（月）～ 長時間の滞在を避けるため2時間程度の利用とします。

（調理室） 対象施設: きらり、文化会館、新田公民館、上新田学習館

当面の間、利用を制限します。

これらの公共施設は、町内で感染者が確認された場合には、最後の感染者が確認されてから2週間程度、閉鎖の措置を行います。

◆町立小中学校（部活動・スポーツ少年団）

5月24日（日）までは臨時休業とし、分散登校日又は一斉登校日を設けて、25日（月）から学校再開とします。

児童生徒や保護者、教職員が感染者又は濃厚接触者と確認された場合には、臨時休業の措置を行います。また、臨時休業期間中は部活動やスポーツ少年団の活動も中止とします。

◆保育所・幼稚園

通常どおりの登園とします。

園児又は施設職員が感染者と確認された場合には、当該施設を臨時休園、濃厚接触者と確認された場合には、その園児又は施設職員は自宅待機の措置を行います。

◆県外への移動について

県境をまたいでの往来は、極力自粛をしてください。

なお、5月21日（木）をめぐり、国の方針等を踏まえて見直しを検討します。

◆町が主催するイベント・会議等

クラスターが発生するおそれがある「3つの密」が重なるイベント等は、開催を自粛します。

全国的かつ大規模なイベント等は、リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期とします。

なお、町内を含む西都市・児湯郡圏域で感染者が確認された場合には、イベントや会議等は中止又は延期します。

会議や打ち合わせ等に対応ができるものについては、オンライン会議で行います。

◆飲食店等

県内の発生状況等により、県から休業要請等、必要な範囲での営業自粛の要請があります。また、町内において集団感染が発生した場合には、町として独自に営業自粛の協力依頼を行います。

以上、町民の皆さまには大変ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

（詳しくは裏面をご覧ください）

新型コロナウイルス感染拡大防止に対する新富町の対応方針

宮崎県内において新型コロナウイルスの感染者が確認された時の新富町の対応方針について、次のとおりとします。

基本的な方針としては、県の対応方針や医療機関等の対応状況等を踏まえて総合的に検討することとします。

また、制限を解除する場合であっても収束するまでの間は、町民の皆さまにおかれましては、政府や専門家会議が示した「**多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例**」や「**新しい生活様式**」等の感染拡大防止対策を徹底してください。

制限や規制の目安等については以下のとおりとし、休業期間等は感染が確認された日を起算日とします。

	対応方針等（感染者の居住地等により下記のとおり区分を分ける）			
	宮崎県内で発生(当該圏域外) (警戒レベル1)	西都市・児湯郡圏域で発生 (警戒レベル2)	町内で発生(市中感染の恐れなし) (警戒レベル3)	町内(役場、学校、保育園等)で集団感染 (警戒レベル4)
公共施設・公共交通機関				
役場本庁舎 新田支所 上新田地区町民サービスコーナー	通常どおり		役場内での感染については次のとおりとする ①感染者の所属する部署を3日間閉鎖する (この間、消毒作業を実施) ②住民票発行等の窓口業務については、支所、 上新田地区町民サービスコーナーでの対応を実施 ③4日目を以降は、役場内経験者等の配置により 対応する ④庁内全課(局・室)において2班体制による在宅 勤務を実施する	
総合交流センター「きらり」 図書館・文化会館	①全国から不特定多数の人々が集まる大規模なものや、 「三つの密」が同時に重なるもの、リスク対応が整わない ものについては制限を行う ②団体利用やイベントの利用は、100人以下、収容人数 50%以下までとする ③きらりの図書館及び回廊は、長時間の滞在を避ける為 名簿を設け、2時間程度の利用とする ④調理室(きらり、文化会館、新田公民館、上新田学習館) は、当面の間利用を制限する	閉鎖 ※町内において、最後の感染者が確認されてから2週間程度		
新田公民館 上新田学習館				
体育館・運動広場・公園				
地区集会所				
温泉「サン・ルピナス」				
コミュニティーバス	通常どおり	運行中止 ※町内において、最後の感染者が確認されてから2週間程度		
町立小中学校	臨時休業なし	感染者及び濃厚接触者に 児童生徒、保護者、教職員 が含まれず、市中感染の恐 れがない場合	濃厚接触者に児童生徒、 保護者、教職員が含まれる 場合(り患の恐れあり)	児童生徒、保護者、教職員 が感染者と確認された場合
	※不要不急の外出自粛、各学校において 臨時休業への備え	情報管理の徹底、保健機関 との連携強化	対象の学校又は学年を 臨時休業	全校臨時休業
部活動 スポーツ少年団	通常どおり	活動中止		
保育園・幼稚園	通常どおり	感染者及び濃厚接触者に 園児、施設職員が含まれず、 市中感染の恐れがない場合	濃厚接触者に園児、施設 職員が含まれる場合	園児、施設職員が感染者 と確認された場合
		通常どおり開園	通常どおり開園	当該施設の全部を休園
			濃厚接触者は2週間の 自宅待機	※当該施設の休園期間(概 ね2週間程度)は、県と協議 の上、判断を行う ※家庭で保育に当たる方が いない場合は、町職員の保 育士が「老人福祉センター」 で対応する
放課後児童クラブ 一時預かり	学校が通常登校の場合は、放課後児童クラブで児童を預かる		臨時休業期間中は、学校若しくは次の施設で一時 預かりをする 富田校区…老人福祉センター 新田校区…新田公民館 上新田校区…上新田学習館	
福祉施設・福祉サービス	通常どおり	(県の要請により制限あり)		
外出の制限				
県外の往来	県境をまたいでの往来は極力自粛する(21日をめどに国の方針などを踏まえ見直しを検討)			
生活に必要な外出	クラスターが多発しているような場所や、「三つの密」の ある場所へは外出を自粛する		不要不急の外出自粛を要請する	
町が主催するイベント・会議	感染拡大防止対策を 徹底した上で開催する	中止又は延期、若しくはオンライン会議によるものとする		
町民への活動自粛要請				
地区集会の開催	感染拡大防止対策を徹底した上で開催する (基準は、公共施設のとおりとする)		中止又は延期を要請する	
町民グループの活動				
事業活動	通常どおり		(県から休業要請等、必要な範囲での自粛要請あり)	
町内の飲食店 (スナック、カラオケボックス等)	(県から休業要請等、必要な範囲での自粛要請あり)		町として独自に自粛の協力依頼をし、協力金を支給する (2週間で10万円)	
町内の飲食店(居酒屋等)				
ごみ収集	通常どおり			

(塗りつぶし部分は、制限や規制をかけるもの)